

コンパス通信

都城市八幡町 1-17

社会保険労務士法人 コンパス

TEL : 0986-21-1813 FAX : 0986-21-1812

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 3 年 10 月

【重要】最低賃金が改定されます

宮崎県（10月6日～）、鹿児島県（10月2日～）の令和3年度の最低賃金は下記の通り前年比28円上昇となりました。その他、九州他県は福岡（870円）、大分（822円）、佐賀・長崎・熊本（821円）、沖縄（820円）となっています。

宮崎県 鹿児島県	改定前	改定後
	793円	<u>821円</u>

ここで、注意が必要な点としては、「月給者」についての取扱いです。時給者の場合には時間単価が明白にされているため、最低賃金未滿となっていることが一目にわかりますが、月給者については一度時間単価に直して確認する必要があります、意図せず最低賃金未滿の時間単価となってしまう場合があります。このとき、月給者についての時間単価は、下記計算式を基に算出することとなります。

皆勤手当、通勤手当、家族手当などはこの計算式には含めることはできませんが、役職手当や資格手当などは計算に含めることができます。

$$\text{月給 (①)} \div \text{1 箇月平均所定労働時間 (②)} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$$

【①の求め方】

基本給+諸手当（※）

【②の求め方】

1 日の所定労働時間数×年間総労働日数÷12 = 1 か月の所定労働時間数

() 時間×() 日÷12 = () 時間

※最低賃金の対象とならない賃金※

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) **精皆勤手当、通勤手当及び家族手当**

【重要】最低賃金 Q&A

【Q1】学生のアルバイトにも最低賃金は適用されますか？

⇒最低賃金は、雇用形態に関わらず事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

【Q2】知らずのうちに、過去 1 年間最低賃金を下回っていました。今月から昇給を実施すればよいのでしょうか？

⇒過去 1 年間に遡って、未支給分を支給する必要があります。2020 年 4 月 1 日～賃金債権に係る事項が 3 年へと改正され

ており、請求があった場合には未支給分に加え、利息や裁判所から付加金の支払いを命じられる可能性があります。また、最低賃金法違反を理由に、使用者に対し 50 万円以下の罰金を命じられる可能性があります。

【Q3】最低賃金の改定に伴う昇給は、社会保険の月額変更届の対象となりますか？

⇒最低賃金改定に伴う昇給については、**固定給の変動となりますので月額変更届提出の対象**となります。社会保険に加入している方については支給後 3 箇月の給与が支払われてから、3 箇月の平均を基に算出された標準報酬月額が、従前の等級と 2 等級以上差が生じた場合には、「月額変更届」を日本年金機構に提出する必要があります。

【Q4】最低賃金には例外や特例は無いのでしょうか？

⇒一般の労働者より著しく労働能力が低い場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、**都道府県労働局長の許可を受けることを条件に個別に最低賃金の減額特例制度**が設けられています。

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試の使用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

【助成金】新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金

1. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

【主な支給要件】

- ・ **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上** が支払われるものに限る）を整備すること
- ・ 有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**すること
- ・ **令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に**、当該**休暇を合計して5日以上**労働者に取得させること

（支給額） 1 事業場につき 1 回限り **15万円**

2. 両立支援等助成金

（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

【主な支給要件】

- ・ **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされ た**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上** が支払われるものに限る）を整備すること
- ・ 有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**すること
- ・ **令和2年5月7日から令和4年1月31日までの間に**、当該**休暇を合計して20日以上**労働者に取得させること

（支給額） 対象労働者 1 人当たり **28.5万円** （1 事業所当たり上限 5 人まで）

*すでに令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（一般や 雇用）を受給したことのある事業場は、この助成金の併給はできませんので、ご注意ください。

お問い合わせは当法人まで！